

大崎町債権管理ガイドライン

このガイドラインは、法によって定められている債権の分類や徴収の手続きを大崎町債権管理条例（令和5年大崎町条例第21号）に基づいて作成したものである。

- 1 債権の分類
- 2 債権管理の流れ
- 3 町税・強制徴収公債権の債権管理の流れ
- 4 非強制徴収公債権・私債権の債権管理の流れ
- 5 時効期間等の法令根拠等
- 6 督促手続き以降の具体的な手続き
- 7 時効の中斷
- 8 時効の停止
- 9 債権管理フロー

令和5年12月 作成

1. 債権の種類

町 税： 町の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。

公 債 権： 町の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。

強制徴収 公債権のうち、法第231条の3第3項その他法律の規定に基づき、国税又は地方公債権： 税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

非強制徴収 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
公債権：

私 債 権： 町の債権のうち、町税及び公債権以外のものをいう。

2. 債権の分類

債権分類	(自力執行権有)		(自力執行権無)		
	町税	公債権		私債権	
		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	水道料金以外	水道料金
債権の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・施設型給付費利用者負担金 ・保育料 ・下水道使用料 ・下水道受益者負担金 ・各種分担金 	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の使用料 体育館使用料 老人ホーム費用徴収金ほか ・補助金に関する返還金 ・各種手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営・町営住宅使用料 ・普通財産貸付料 ・奨学金 ・補助金に関する返還金 ・各種貸付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金
時効の期間	地方自治法に基づき原則5年間 (地方自治法第236条第1項) (個別法により異なる場合もある)			民法に基づく (債権により異なる)	民法及び大崎町水道事業給水条例第35条に基づき原則5年
滞納処分・強制執行等	滞納処分により強制徴収できる。 (地方税法等)		訴訟、強制執行等の民事上の法的手続きを裁判所を通じて行う必要がある。 (地方自治法施行令第171条の2)		
時効の援用(債務者からの時効の主張)の要否	援用を要しない (地方自治法第236条第2項又は他の法律) (時効後に債権が消滅する)			援用を要する (民法第145条) (時効後も債権は消滅しない)	援用を要しない (大崎町水道事業給水条例第35条) (時効後に債権が消滅する。)
不納欠損	時効完成 (時効の援用が不要)			時効完成 (時効の援用が必要)	時効完成 (時効の援用が不要)
	執行停止(3年間継続又は即時) による納入義務消滅 地方税法等に基づく税等の時効消滅		条例に基づき、債権の放棄を行う。 (地方自治法第96条等 債権管理条例第13条等)	援用がなく債権放棄をする場合、条例に基づき、債権の放棄を行う。 (地方自治法第96条等 債権管理条例第13条等)	大崎町水道事業給水条例に基づき、欠損処理を行う。

3. 『町税』・『強制徴収公債権』の債権管理の流れ

債権の発生		
賦課決定による納入の通知		
納期限の到来		
滞納（不履行）		
督促状の送付		
文書・電話・訪問督促の実施 納付相談		
財産調査		分納誓約
財産あり	財産なし	所在不明
滯納処分（差押え）	滯納処分の執行停止	
換価の猶予	換価（公売）	時効
	配当	
回収	不納欠損	回収

4. 『非強制徴収公債権』・『私債権』の債権管理の流れ

債権の発生		
賦課決定による納入の通知		
納期限の到来		
滞納（不履行）		
督促状の送付		
文書・電話・訪問督促の実施 納付相談		
財産調査（裁判所の手続きが必要）		分納誓約
財産あり	財産なし	所在不明
強制執行（裁判所による回収手続き）	徴収停止	
・支払督促 　・訴訟	時効	
・即決和解 　・民事調停	・非強制徴収公債権：援用を要しない ・水道料金：援用を要しない ・私債権：援用を要する	
換価の猶予	換価（公売）	債権の放棄
	配当	・私債権は、援用を要していない場合は、条例に基づき、債権の放棄を行う。
回収	不納欠損	回収

5. 時効期間等の法根拠

『町税』・『強制徴収公債権』（強制徴収公債権）

債権名	債 権 の 区 分		時 効 期 間	
	根拠法令	債権区分の法令等	時効	根拠法令
町民税（町民税、固定資産税、軽自動車税）	・地方税法 ・大崎町税条例	地方税法第5条第2項に定められた債権	5年	地方税法第18条第1項
国民健康保険税	・地方税法 ・国民健康保険法 ・大崎町国民健康保険税条例	地方税法第5条第6項に定められた債権	5年	地方税法第18条第1項
介護保険料	・介護保険法 ・大崎町介護保険条例	介護保険法第129条に定められた債権	2年	介護保険法第200条第1項
後期高齢者医療保険料	・高齢者の医療の確保に関する法律 ・大崎町後期高齢者医療に関する条例	高齢者の医療の確保に関する法律第104条に定められた債権	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項
施設型給付費利用者負担金 保育料	・地方自治法 ・児童福祉法	児童福祉法第56条に定められた債権	5年	地方自治法第236条第1項
下水道使用料 下水道受益者負担金	・地方自治法 ・大崎町公共下水道条例 ・大崎町公共下水道事業受益者負担金条例	大崎町公共下水道条例に規定する債権 大崎町公共下水道事業受益者負担金条例に規定する債権	5年	地方自治法第236条第1項
各種分担金等	・地方自治法 ・各徴収規則	地方自治法第224条に定められた債権（分担金）	5年	地方自治法第236条第1項

『非強制徵収公債権』

債権名	債 権 の 区 分		時 効 期 間	
	根拠法令	債権区分の法令等	時効	根拠法令
各種手数料	・地方自治法 ・大崎町手数料条例	地方自治法第227条に基づき条例に定められた債権	5年	地方自治法第236条第1項
公の施設の使用料	・地方自治法 ・大崎町行政財産の使用料徵収条例	地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料で大崎町行政財産の使用料徵収条例に規定する債権	5年	地方自治法第236条第1項
老人ホーム費用徵収金	・地方自治法 ・老人福祉法 ・老人福祉法施行細則	老人福祉法第28条に規定する債権であつて、老人福祉法施行細則第12条に規定する債権	5年	地方自治法第236条第1項
補助金に関する返還金	・地方自治法 ・個別法	個別法に基づく債権	原則 5年	地方自治法第236条第1項

『私債権』

時効期間：上段は、（旧）民法での取扱い→令和2年3月31日まで
下段は、民法（平成29年6月2日法律第44号）での取扱い→令和2年4月1日以降

債権名	債 権 の 区 分		時 効 期 間	
	根拠法令	債権区分の法令等	時効	根拠法令
町営・公営住宅等使用料・その他住宅使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 ・公営住宅法 ・大崎町公営住宅条例他 	民法第601条（賃貸借）に基づき、両者の合意のもと契約し、発生した債権 大崎町公営住宅条例第16条等に規定された債権 『最判昭59.12.13公営住宅判決』により私法上の賃貸借	5年	(旧) 民法第169条 年又はこれより短い期間に定めた債権
				民法第166条第1項
水道料金	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 ・大崎町水道事業給水条例 	大崎町水道事業給水条例第23条に規定された債権 私法上の債権 『最判平15.10.10水道料金判決』	2年	(旧) 民法第173条第1号 生産者等が売却した商品等の代価に係る債権
				5年 民法第166条第1項
普通財産貸付料	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 ・民法 ・大崎町財務規則 	地方自治法第238条の5に規定された債権 大崎町財務規則第71条に規定された債権 民法第601条（賃貸借）に基づき、両者の合意のもと契約し、発生した債権	5年	(旧) 民法第169条 年又はこれより短い期間に定めた債権
				民法第166条第1項
補助金に関する返還金	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 ・民法 ・大崎町補助金交付規則 	個別法に基づく債権	10年	(旧) 民法第167条第1項 私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権
				5年 民法第166条第1項
奨学金貸与金	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 ・大崎町奨学金貸与条例 	民法第587条（消費貸借）に基づき、両者の合意に基づいて契約し発生する債権 大崎町奨学金貸与条例第4条に規定された債権	10年	(旧) 民法第167条第1項 私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権
				5年 民法第166条第1項
住宅新築資金等貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 ・大崎町住宅新築資金等貸付条例 	民法第587条（消費貸借）に基づき、両者の合意に基づいて契約し発生する大崎町住宅新築資金等貸付条例第4条に規定された債権	10年	(旧) 民法第167条第1項 私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権
				5年 民法第166条第1項

6. 督促手続き以降の具体的な手続き

債権分類	(自力執行権有)		(自力執行権無)	
	町税	公債権		私債権
		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
督促手続き	地方税法第329条第1項 納期限後20日以内に、督促状を發しなければならない。 その納期限は、督促状を發した日から10日以内にしなければならない。	地方自治法第231条の3第1項 履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。	地方自治法施行令第171条 履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。	大崎町債権管理条例施行規則第3条 履行期限後20日以内に督促状を發しなければならない。
	地方税法の定めにより税条例の定めにより徴収する。	地方自治法第231条の3第2項の定めにより、大崎町介護保険条例等の定めによる。	条例の定めるところにより徴収することができる。 (地方自治法第231条の3第2項)	
督促手数料 延滞金	督促手数料：1通100円	延滞金：督促納期限後1月以内の納付→年7.3%、それ以外年→14.6%（本則）	—	民法第404条に基づく 遅延損害金 (法定利率：3%)
	—			
遅延損害金	—	—	—	—
分納誓約	徴収猶予：地方税法第15条 次のいづれかに該当し、徴収金を一時に納付・納入することができないとき、申請に基づき1年以内の期間を限り、徴収を猶予することが出来る。徴収金額を適宜分割して納付・納入すべき期限を定めることは可能である。 1 その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盜難にかかったとき。 2 病気にかかり、又は負傷したとき。 3 その事業を廃止し、又は休止したとき。 4 その事業につき著しい損失を受けたとき。 5 以上に類する事実があったとき。	履行延期の特約：地方自治法施行令第171条の6 債権の履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。債権額を適宜分割して履行期限を定めることも可能である。 1 無資力の状態にあるとき。 2 一時に履行することが困難で、履行期限の延長が徴収上有利であるとき。 3 災害や盜難等その他の事故があるとき。 4 一時に履行することが困難で、弁済に誠意があるとき。 5 貸付金の使途に従い、第三者への貸付をした場合で1から3に該当するとき。	—	—

債権分類	(自力執行権有)		(自力執行権無)	
	町税	公債権		私債権
		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
滞納処分	地方税法第331条第1項 督促状を発した日から起算して10日経過した日までに完納しない場合は、差し押さえをしなければならない。	地方自治法第231条の3第3項 地方税の滞納処分の例により処分することができる。	—	—
強制執行	—	—	地方自治法施行令第171条の2 督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。 1 担保の付されている債権（保証人を含む）担保の処分や保証人に対して履行の請求。 2 強制執行の手続き。 3 強制執行の手続きによっても履行されない場合は、訴訟の手続き。	—
滞納処分の停止	地方税法第15条の7第1項 地方公共団体の長は、滞納者につき次の各号の何れかに該当する事実があると認めたときは、滞納処分に執行を停止することができる。 1 滞納処分をすることができる財産がないとき。 2 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。 3 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。	—	—	—

債権分類	(自力執行権有)		(自力執行権無)	
	町税	公債権		私債権
		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
徴収停止（保全及び取立てをしないことができる）	—		<p>地方自治法施行令第171条の5 債権（強制徴収により徴収する債権を除く）で履行期限後相当の期間を経過しても完全に履行されないもので、次の号の何れかに該当し、履行させることが著しく困難又は不適当であるとき。</p> <p>1 法人が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ差し押さえることのできる財産の価格が強制執行の費用をこえないと認められとき。</p> <p>2 債権者の所在が不明であり、かつ差し押さえることのできる財産の価格が強制執行の費用を超えない認められるとき。</p> <p>3 債権金額が取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>	

非強制徴収公債権及び私債権の注意事項

債権放棄が出来るか否かを容易に判断するため、また、保証人の変更が容易にできるようするために申請書等に次の事項を記載することが望ましい。

- (1) その他の債権は、職員の財産等の調査権がないため、債務不履行があった場合に、本人又は保証人に係る個人情報を提供させ、又は関係機関に照会できる旨を記載すること。
- (2) 連帯保証人が死亡した場合、行為能力者でなくなった場合又は弁済能力を有しなくなった場合は、連帯保証人の付け替えを行う旨を記載すること。

参考

保証人の要件（民法第450条第1項）

- ・行為能力者（未成年者、重い精神病、認知症以外の者）
- ・弁済をする資力を有する者

保証人の変更（民法第450条第2項及び第3項）

- ・保証人の要件を欠くに至ったときは、前項の要件を具備する者に代えることを請求できる。ただし、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

7. 時効の中斷（中断期間を経過したときから、新たに時効期間が進行する）

時効 5 年の場合



債権分類	(自力執行権有)		(自力執行権無)
	町税	公債権	私債権
		強制徴収公債権	
これまで進行してきた時効期間は無効となり、中断理由がなくなったときから新たに時効が進行する。下記の中断理由により時効は中断する。			
時効の中斷	地方税法第18条の2 1 納付・納入に関する告知（納入通知書による通知） 告知に指定された期限までの期間（相手方に到達した日から納期限までの期間） 2 督促 督促を発した日から起算して10日を経過した日までの期間 3 差押え、交付要求 差押え、交付要求がされている期間 4 承認 債務者が債権者に対してその債務の存在を認めたとき（分納計画書の提出により納付の意思を示した場合も含まれる。）。		民法第147条 1 請求 町税・強制徴収公債権と同じく、納付・納入の告知に指定された期限までの期間 2 差押え・仮差押え・仮処分 差押え、仮差押え・仮処分の期間 3 承認 債務者が債権者に対してその債務の存在を認めたとき（履行延期の特約により納付の意思を示した場合も含まれる。）。

交付要求

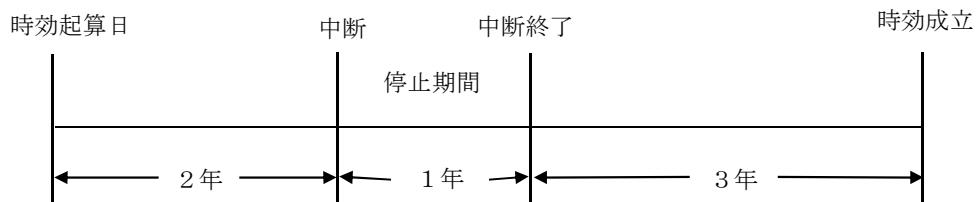
- 強制執行による財産の換価代金について、法律に決められた優先順位により配当を要求する手続きで、すでに他の債権者が申し立てた換価手続きに参加して配当を受ける手続きをすること。

請求

- 債権者が債務者に対して、その権利内容を主張する裁判上及び裁判外の行為であり、裁判上の請求、支払督促、和解及び調停の申立て、破産手続等の参加、督促などがある。

8. 時効の停止（時効の進行が一時停止する制度）

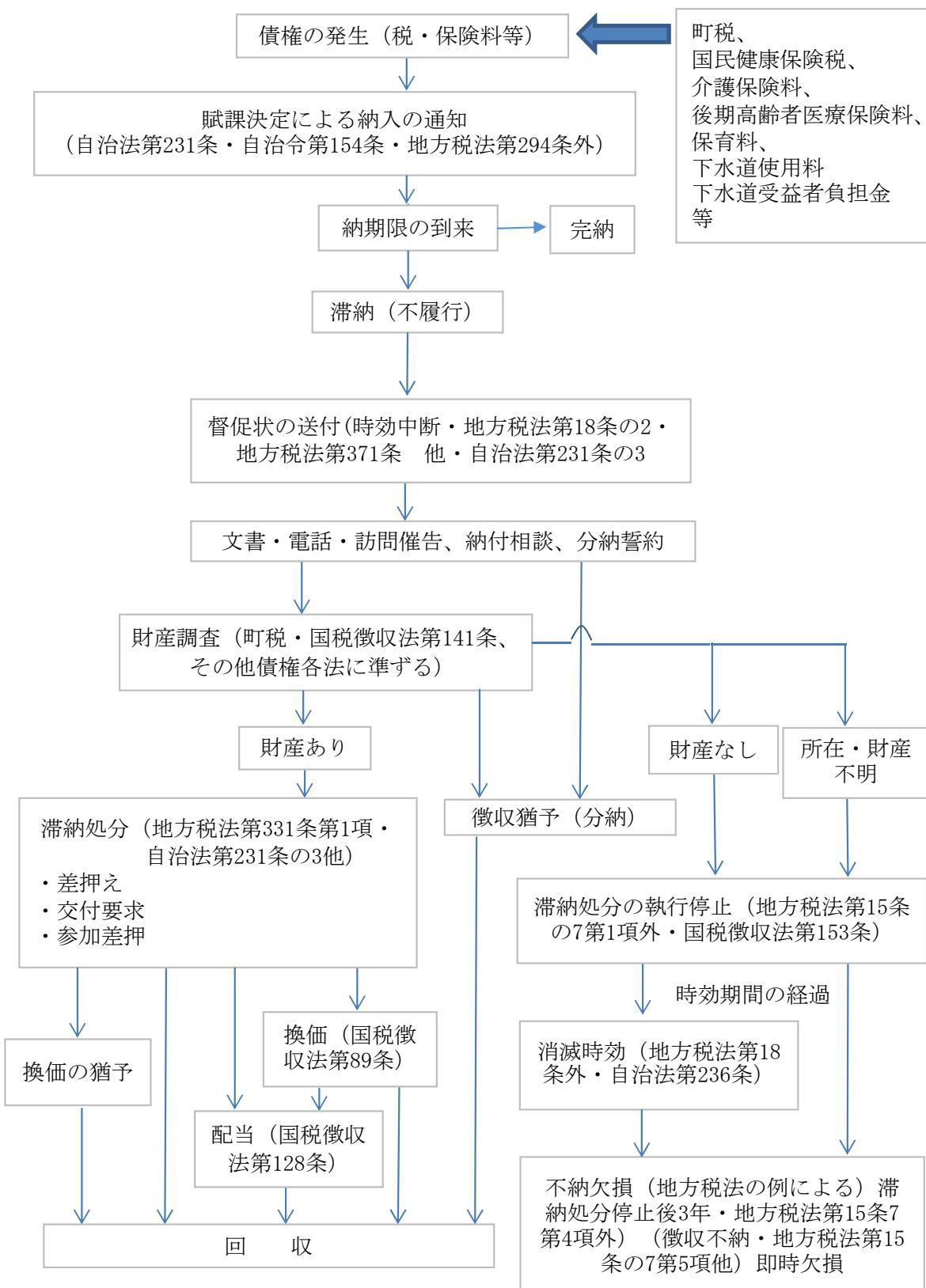
時効5年の場合



債権分類	(自力執行権有)		(自力執行権無)		
	町税	公債権		私債権	
		強制徴収公債権	非強制徴収公債権		
時効の停止	時効の中斷と異なり、時効期間の延長であって、すでに経過した時効期間は無効とはならない。停止理由がなくなると、時効が再開される。				
	地方税法第18条の2		民法第161条		
	徴収猶予又は換価の猶予の期間内		天災その他避けることのできない事変のためによる時効の停止。		

9. 大崎町債権管理フロー

■ 『町税』・『強制徴収公債権』の債権管理の流れ(フロー図)



■『非強制徵収公債権』・『私債権』の債権管理の流れ(フロー図)

